

健生食輸発 0217 第 2 号
令和 7 年 2 月 17 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

中国産食品に係る殺菌方法の確認について

輸入される食品の殺菌方法の確認については、令和 6 年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）にて実施しているところです。

今般、検疫所における輸入届出の審査において、下記製造者が製造する固形スープの原材料に放射線照射が行われていることが確認されたことから、今後、下記製造者が製造した食品の輸入届出がなされた場合には、輸入者を通じて製造者からの文書を入手し、放射線照射が行われていない旨の確認を行うよう対応方よろしく申し上げます。

また、下記以外の製造者については、引き続き、監視指導計画別表第 2 に基づき、輸入者に対し指導方よろしく申し上げます。なお、これらの指導に基づく輸入者の確認の状況については、違反時事例等を考慮し、輸入届出時に検疫所において適宜確認するよう申し上げます。

記

SHENYANG HONGMEI FOOD CO.,LTD.